

バルコニー等からの子供の転落事故情報及び事故防止に係る安全基準等

(一財) 自治体国際化協会シドニー事務所
所長補佐 渡邊雄太

1 バルコニー等からの子供の転落事故情報について

オーストラリアでは、医療に関しては各州が権限を有しているため、連邦政府保健福祉局 (Australian Institute of Health and Welfare) は件数データを把握していない。そのため、過去に統計データの提供に協力してくれた各州 (ニューサウスウェールズ州・ビクトリア州・クイーンズランド州) の担当部署に問い合わせを行った。なお、各州における事故件数の集計状況は様ではなく、また、死亡事故・重症事故等に区分した統計を行っていないことから、各州において提供可能な最新情報により、以下のとおり回答する。

(1) ニューサウスウェールズ州

人口 (2016 年 9 月末時点。以下同じ。) は約 776 万人。ニューサウスウェールズ州保健省疫学・証明センター (Centre for Epidemiology and Evidence, NSW Ministry of Health) ¹に問い合わせたところ、事故に関する統計データの中からバルコニーや窓からの子供の転落事故を特定することができないとの回答があり、過去にオーストラリア健康福祉研究所 (Australian Institute of Health and Welfare) ²が報告書「Serious childhood community injury in NSW 2009-2010」としてまとめた統計データについてのみ提供を受けることができた。

当該報告書によると、2009 年から 2010 年までの 4 歳以下の子供の窓からの転落事故は 25 件。バルコニーからの転落事故件数については不明。

(2) ビクトリア州

人口は約 610 万人。モナシュ大学ビクトリア州傷害監視部 (Victoria Injury Surveillance Unit) ³に問い合わせたところ、2015 年における 4 歳以下の子供の窓からの転落事故は 15 件。バルコニーからの転落事故については 5 件以下 (5 件以下のデータについては機密上の理由から提供を受けることができなかったため、具体の件数については不明)。

(3) クイーンズランド州

人口は約 486 万人。クイーンズランド州傷害監視部 (Queensland Injury Surveillance Unit) ⁴に問い合わせたところ、バルコニーや窓からの子供の転落事故について最近の統計を整理しておらず、過去に報告書としてまとめた統計データについてのみ提供を受けることができた (バルコニーからの転落事故については 2002 年から 2012 年までの 11 年間、窓からの転落事故については 1999 年から 2014 年の 15 年間)。

当該レポートによると、2002 年から 2012 年までの 4 歳以下の子供のバルコニーからの転落事故は 381 件、1999 年から 2014 年までの 4 歳以下の子供の窓からの転落事故 (“Fell from/out of window ” 及び “Jumped off window”) は 242 件。

2 バルコニー等からの子供の転落事故防止のための安全基準・規格やガイドライン等

オーストラリアでは、National Construction Code により国内の新築物件に適用される建築基準が規定されている（オーストラリア建築基準委員会（Australian Building Cord Board）が所管）。国内各州及び特別地域の法令により法的効果が与えられており、オーストラリア国内全域で適用されている。

National Construction Code におけるバルコニーや窓について安全基準は以下のとおり。

(1) バルコニー

住宅のバルコニーの柵の高さは 100cm 以上、床から柵まで、また柵の隙間は 12.5cm の球形物が通り抜けることができない幅とすることとされている（「12.5cm」は小さな子供の頭が通り抜けられる大きさとされている）。また、地面から 4 m 以上の高さのフロアにおいては、当該柵の 15cm から 76cm の高さのところに足掛かりとなるような水平な（または水平に近い）部品の取り付け等をしてはならないこととされている。

(2) 窓

- ① 窓の外が地面から 2 m 以上ある寝室の窓には格子などの防護物を備えることが必要とされている。
- ② フロアの床から 170cm 以下の高さにある窓には、窓の開け幅を制限する装置の設置もしくはスクリーンの取り付けが必要とされている。さらに、この装置による開け幅及びスクリーンの隙間は 12.5cm の球形物が通り抜けることができない幅とすること、250N（ニュートン）の外向き水平方向の作用に対して当該装置が窓の開け幅を維持できる又はスクリーンの隙間が広がらない程度の強度を有すること、当該装置及びスクリーンが取外しや解除が可能な場合は子供のいたずら防止の機能を有していることなどが必要とされている。
- ③ ②で子供のいたずら防止の機能を有した装置やスクリーンを設置する場合、または窓の外が地面から 4 m 以上あるフロアの窓で①以外の窓については、フロアの床から 86.5cm 以上の高さの柵等の設置が必要とされている。なお、この柵等の隙間は 12.5cm の球形物が通り抜けることができない幅とすることとされており、当該柵等の 15cm から 76cm の高さのところに足掛かりとなるような水平な（または水平に近い）部品の取り付け等をしてはならないこととされている。

なお、(2) の窓に関する安全基準については、窓やバルコニーからの子供の転落事故の増加を踏まえ、2013 年に追加されたもの。

ニューサウスウェールズ州では、この National Construction Code に当該安全基準が追加されたことを受け、州法である Strata Schemes Management Act 1996 及び州の規則である Strata Schemes Management Regulation 2010 を改正し、すべてのマンションのオーナー会社に対し、所有するマンションの共有エリアにおける窓に (2) ②の転落防止の安全装置を設置することを義務付けた。この義務付けは 2018 年 3 月 13 日から開始することとされており、既存のマンションのオーナー会社は、当該日まで安全装置を設置する必要がある。なお、既存マンション内のテナントや、既存の戸建て住宅の住人に対して安全装置の設置を義務付ける法令上の規定はないが、3 で述べる州政府による子供の転落事故防止に関するキャンペーン等により、各家庭に対して、安全装置の設置についての呼びかけを行っている。

3 バルコニー等からの子供の転落事故防止のための取組、啓発活動等

ニューサウスウェールズ州では、バルコニーや窓からの子供の転落事故を防ぐ取組として、「Kids Don' t Fly」というキャンペーンを行っている。このキャンペーンでは、転落事故防止を呼びかけるポスターの掲載、チラシの配布をはじめ、自宅のバルコニーや窓の安全性に関するチェックリストの提示、転落防止のための安全製品の紹介など、子供の両親や保護者に対する啓発活動を行っている。

<http://www.health.nsw.gov.au/childsafety/Pages/default.aspx>

¹ ニューサウスウェールズ州保健省疫学・証明センターは、州内 59 の救命救急病棟のデータを収集しており、これは、州内全救命救急件数の約 80 パーセントにあたる。

² オーストラリア健康福祉研究所は、オーストラリアの健康及び福祉に関する情報提供や統計を行う政府機関。The Australian Institute of Health and Welfare Act に基づき、1987 年に設立。

³ モナシュ大学ビクトリア州傷害監視部は、州内すべての救命救急病棟のデータを収集している。

⁴ クイーンズランド州傷害監視部は、クイーンズランド州における約 30 の救命救急病棟のデータを収集しており、これは州内の全救命救急件数の 20～25%にあたる。